証券コード：5951
平成27年６月８日

株　主　各　位

新潟県新潟市南区北田中780番地６
ダイニチ工業株式会社
代表取締役
社　　長　吉　井　久　夫

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月24日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月25日（木曜日）午前10時（開場時間　午前９時）

２．場　　所　新潟県新潟市南区北田中780番地６　本社会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第52期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第７号議案　退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.dainichi-net.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益は全体としておおむね横ばいとなっており雇用情勢は改善傾向にありました。また、個人消費は消費者マインドに弱さがみられるものの底堅い動きとなっており、景気は緩やかな回復基調が続いておりました。

当社の主力分野であります石油暖房機器業界におきましては、秋以降の急速な原油価格の下落に伴い灯油価格も値を下げておりましたが、東日本大震災の復興需要が落ち着き市場規模は前年に比べて縮小いたしました。

こうしたなかにあって当社は、お客様にとって本当の快適とは何かを考えた商品開発に取り組んでまいりました。

以上の結果、売上高は175億87百万円（前期比7.3％減）、営業利益は３億67百万円（同4.4％減）、経常利益は４億49百万円（同21.5％増）、当期純利益は２億88百万円（同38.2％減）となりました。

以下、主要品目別売上高は次のとおりであります。

〔石油暖房機器〕

主力事業であります石油暖房機器におきましては、日本国内の自社工場での生産による迅速な商品供給力と、安心して商品をお使いいただくための品質保証体制がお客様に評価されて業界内で確たる地位を築いております。

当事業年度におきましては、エコ重視のニーズに応え、灯油のムダを抑える『Wエコモード』を搭載した家庭用石油ファンヒーター２タイプ７機種を新発売いたしました。この他、お客様の要望に即した商品開発を行い、全11タイプ35機種の商品を発売して、高価格帯機種の販売は好調に推移いたしましたが、需要期の前半が暖冬傾向にあったことの影響を受けて売上は前事業年度を下回りました。

この結果、石油暖房機器の売上高は146億82百万円（前期比4.5％減）となりました。

〔環境機器〕

加湿器におきましては、設計から生産までを日本国内で行うことによる安定した供給体制をお客様に評価されて、平成15年に生産を開始してからの累計生産台数は150万台を超えました。当事業年度におきましては４タイプ17機種を発売し、海外メーカーなどの新規参入が相次いだなかでも売上は前年並みに推移いたしました。

また、家庭用燃料電池システムにおきましては、平成26年10月10日付「家庭用燃料電池システムの受託生産終了に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、委託元であるＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社が平成27年３月末をもって自社開発・生産を終了することとした決定を受け生産を終了いたしました。

この結果、環境機器の売上高は21億75百万円（前期比14.2%減）となりました。

〔その他〕

その他におきましては、加湿器の販売拡大に伴い加湿器フィルター等の部品販売が好調に推移いたしましたが、一方で家庭用燃料電池システムの部品の販売が減少したことにより、売上高は７億29百万円（前期比31.9%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度は、製品倉庫及び新製品のための生産設備の充実を中心に、総額16億29百万円の設備投資を行いました。主なものは、「建物」「機械装置」及び「金型」の取得によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度の資金調達について、その所要資金は全額自己資金によりまかないました。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが期待されます。また、海外経済の下振れなど、わが国経済の景気を下押しするリスクに留意する必要があります。

このような環境のもとで当社といたしましては、お客様から信頼され支持されることを全ての活動の基本とし、品質と製品安全の確保を重視し重大製品事故を未然に防止する体制を継続することに努め、多様化するニーズに即した商品を提供してまいります。また、社内の合理化を進め経営体質改善の取り組みを継続して行ってまいります。

今後とも役職員一同、業績向上に向け努力してまいりますので、株主の皆様におかれましては、何とぞ引き続き一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、お願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区分	第49期 (平成24年 3 月 期)	第50期 (平成25年 3 月 期)	第51期 (平成26年 3 月 期)	第52期 (当事業年度) (平成27年 3 月 期)
売上高	22,123	23,252	18,973	17,587
経常利益	2,404	1,813	369	449
当期純利益	1,379	1,150	465	288
1株当たり当期純利益	円 78.00	円 65.03	円 26.35	円 16.29
総資産	28,331	29,329	28,929	29,016
純資産	23,507	24,404	24,535	24,588
1株当たり純資産額	円 1,329.27	円 1,380.04	円 1,387.43	円 1,390.48

（注） 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、期末発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当する事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社は次の製品の製造、販売を行っております。

区分	主要製品
石油暖房機器	石油ファンヒーター 大型石油ストーブ
環境機器	加湿器
その他	部品（サービスパーツ） コーヒーメーカー他

(8) 主要な営業所及び工場（平成27年３月31日現在）

本社・工場　　新潟県新潟市南区北田中780番地６

営業所

関東営業所　　東京都千代田区

関西営業所　　大阪府吹田市

東北営業所　　宮城県仙台市若林区

新潟営業所　　新潟県新潟市南区

九州営業所　　福岡県福岡市博多区

(9) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
514名	18名増	37.4歳	15.0年

（注）　使用人数には臨時従業員、パートタイマーは含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

該当する事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　54,767,100株

(2) 発行済株式の総数　19,058,587株

(3) 株主数　3,979名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社ビー・エッチ	1,841,200株	10.41%
一般財団法人佐々木環境技術振興財団	1,440,000	8.14
株式会社ダイニチビル	1,361,700	7.70
ダイニチ工業従業員持株会	1,080,400	6.11
株式会社第四銀行	850,000	4.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	707,700	4.00
吉井久夫	570,600	3.23
佐々木文雄	560,000	3.17
吉井久美子	556,900	3.15
渥美るみ子	391,800	2.22

（注）　当社は自己株式を1,374,805株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。
なお、持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いて計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社の地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	佐々木 文雄	
代表取締役社長	吉井 久夫	
常務取締役	酒井 春男	総務部長
常務取締役	花野 哲行	生産部長
常務取締役	田村 正裕	営業部長
取締役	佐藤 芳明	デザイン室長
取締役	渡辺 美幸	監査室長
取締役	荏原 裕行	開発部長
取締役	小林 正志	機工部長
取締役	原 信也	経理部長
常勤監査役	丸山 三孝	
監査役	樋浦 孟	㈱プロメディア新潟相談役
監査役	田中 勝雄	田中税務経理事務所所長

（注）１．監査役樋浦　孟氏及び田中勝雄氏は社外監査役であります。
２．監査役田中勝雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
３．当社は、監査役樋浦　孟氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　数	報酬等の額
取　締　役	10名	207百万円
監　査　役 （うち社外監査役）	3 (2)	20 (3)
合　計	13	228

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成20年６月26日開催の第45回定時株主総会において年額２億40百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成20年６月26日開催の第45回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
４．上記の報酬等の額には、当事業年度中に役員退職慰労引当金として費用処理した28百万円を含んでおります。

(3) 報酬等の内容の決定に関する方針

役員の報酬につきましては、予め株主総会で決議された報酬額の限度内で、世間水準及び経営内容、従業員給与とのバランスを考慮したうえで、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。

また、役員退職慰労金につきましては、支給することが株主総会で決議された後に、内規に従って算定した金額、支給方法等を、退任取締役については取締役会で、退任監査役については監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員等に関する事項

① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役樋浦　孟氏は、株式会社プロメディア新潟の相談役を兼務しております。なお、当社は株式会社プロメディア新潟との間には特別な関係はありません。

・監査役田中勝雄氏は、田中税務経理事務所の所長を兼務しております。なお、当社は田中税務経理事務所との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	取締役会 (12回開催)	監査役会 (12回開催)	活動状況
	出席回数	出席回数	
監査役　樋浦　孟	12回	12回	主に経営者の見地から適宜必要な発言を行っております。
監査役　田中勝雄	12回	12回	主に豊富な経理業務の経験から、適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が６回ありました。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもありまして、当事業年度末日において社外取締役を置かない状況となっております。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、社外取締役の人選に努めましたところ適任者を得ることができましたので、平成27年６月25日開催予定の第52回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区　　分	金　額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額	23百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を取締役会から監査役会に変更しております。

６．会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について下記のとおり決定しております。

① 業務運営の基本方針

当社は「常に新しい技術を生み出し、私達が心から誇れ、お得意が安心して販売でき、使用者にいつまでも愛される、よい商品をつくる」を経営の基本方針としております。これは新しい技術をもとに当社独自の商品開発を行い、株主の信頼と満足が得られる独創的な商品を供給することであります。

この方針に基づいて、業務を適正かつ効率的に行うため内部統制システムを構築し、事業目的の達成に係るリスクを低減させ、持続的に発展していくための手段としております。また、システムがより円滑に機能するよう随時整備を進めていくこととしております。

② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理基準を制定し全取締役はこれを遵守することとする。取締役の職務の執行状況については、監査役が監査基準及び監査計画に基づき監査を行うとともに、経営会議等の主要な会議に出席し、法令及び定款に適合することをチェックする。また、法令違反行為の事実もしくは疑いを発見した場合には、通報窓口が内部公益通報者保護規程に基づきその運用を行うこととする。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報や文書については、法令や文書取扱規程等の社内規程に基づき保存及び管理し、また、内部監査部門としての監査室、監査役、会計監査人の要求があった場合には、保管担当取締役は速やかに提出することとする。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社長及び業務担当取締役と常勤監査役で構成する「経営会議」を、リスク認識・対策検討を専管する組織として毎月１回開催し、その下部組織として「品質保証委員会」「環境管理委員会」「安全衛生委員会」を設置し、リスク管理活動を推進する。また、各部門の業務に関わるリスクについては、それぞれの部門において必要に応じ、マニュアルやガイドラインの作成、研修等を行いリスク管理をすることとする。

監査役及び監査室は、職務権限規程等の社内規程に基づく各部門の自律的な管理状況を監査し、その結果を社長に報告することとする。

⑤　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月１回以上開催し、法令で定められた事項ならびに経営の重要事項について審議決定し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うこととする。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえて策定した中長期経営計画及び次年度予算に基づき、全社的な目標を設定するとともに、各部門はその目標達成に向け具体策を立案・実行する。また、経営会議においては中長期経営計画及び業務執行状況等多面的に審議することとする。

⑥　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人がコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、各部門長は研修等を通じ教育・指導する。また、内部公益通報者保護規程に基づき、法令違反行為の事実もしくは疑いを発見した場合には、通報窓口によりその運用を行うこととする。

⑦　当社の企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には関連する企業集団等はありません。

⑧　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

⑨　前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の使用人は業務執行に係る役職を兼務せず、任命、人事異動、人事考課については事前に監査役に意見を求めることとする。

⑩　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。

また、取締役及び使用人は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合や、内部公益通報者保護規程に定める通報のうち重大と判断された場合は、遅滞なく監査役に報告することとする。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人、監査室と密接に連携して、監査の結果や指摘事項について協議及び意見交換を行うこととする。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方として、株主をはじめとする当社のステークホルダーとの共存共栄をはかり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上に資する者が望ましいと考えております。

また、株式の大量取得を目的とする買い付けが行われる場合は、それに応じるか否かは最終的には株主の皆様の判断に委ねるべきものと認識しております。

しかしながら、短期的利益獲得を目的とした買収などのように株主共同の利益を損なう株式取得に対しては、当社として最も適切と考えられる措置をとることが必要と考えております。

現在のところ、当社株式の大量取得に係る具体的な脅威が生じているわけではなく、それを防止する具体的取組（買収防衛策）を定めることはいたしておりませんが、株主から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合は、社外の専門家を含めた社内チームを構成し、当該取得者の提案内容が、当社の企業価値や株主共同の利益に反するものでないか慎重に判断し、具体的な対応策を決定いたします。

貸 借 対 照 表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**20,472,331**	**流動負債**	**3,142,344**
現金及び預金	12,059,098	買掛金	1,061,588
受取手形	1,221,749	未払金	419,474
売掛金	1,210,119	未払費用	172,588
有価証券	12,660	未払法人税等	155,007
製品	4,560,186	前受金	42,109
仕掛品	121,333	預り金	810,746
原材料及び貯蔵品	800,379	賞与引当金	276,029
前払費用	51,527	製品保証引当金	204,800
繰延税金資産	223,166	**固定負債**	**1,285,519**
その他の流動資産	217,308	再評価に係る繰延税金負債	107,635
貸倒引当金	△5,200	退職給付引当金	310,683
固定資産	**8,544,457**	役員退職慰労引当金	867,200
有形固定資産	**6,881,357**	**負債合計**	**4,427,863**
建物	2,514,135	（純資産の部）	
構築物	43,361	**株主資本**	**24,235,351**
機械及び装置	1,549,862	**資本金**	**4,058,813**
車両運搬具	22,800	**資本剰余金**	**4,526,572**
工具器具備品	263,081	資本準備金	4,526,572
土地	2,089,142	**利益剰余金**	**16,639,631**
建設仮勘定	398,974	利益準備金	231,500
無形固定資産	**72,388**	その他利益剰余金	16,408,131
ソフトウェア	71,994	特別償却準備金	23,582
その他	393	固定資産圧縮積立金	17,743
投資その他の資産	**1,590,711**	別途積立金	12,260,000
投資有価証券	1,304,993	繰越利益剰余金	4,106,806
長期前払費用	23,427	**自己株式**	**△989,666**
繰延税金資産	235,947	**評価・換算差額等**	**353,573**
その他の投資	26,653	**その他有価証券評価差額金**	**425,967**
貸倒引当金	△310	**土地再評価差額金**	**△72,393**
		純資産合計	**24,588,925**
資産合計	**29,016,789**	**負債純資産合計**	**29,016,789**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		**17,587,316**
売上原価		**12,863,455**
売上総利益		**4,723,860**
販売費及び一般管理費		**4,355,923**
営業利益		**367,937**
営業外収益		**168,789**
営業外費用		**87,368**
経常利益		**449,357**
特別利益		
固定資産売却益	17,972	
投資有価証券売却益	5,503	23,475
特別損失		
固定資産除却損	1,719	
その他	1,182	2,901
税引前当期純利益		**469,931**
法人税、住民税及び事業税	149,000	
法人税等調整額	32,826	181,826
当期純利益		**288,104**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	4,058,813	4,526,572	231,500	29,009	16,877	12,260,000	4,193,038	△989,548	24,326,261
会計方針の変更による累積的影響額							10,149		10,149
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,058,813	4,526,572	231,500	29,009	16,877	12,260,000	4,203,187	△989,548	24,336,410
当期変動額									
特別償却準備金の取崩				△5,426			5,426		－
税率変更による積立金の調整額					866		△866		－
剰余金の配当							△389,049		△389,049
当期純利益							288,104		288,104
自己株式の取得								△117	△117
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	△5,426	866	－	△96,381	△117	△101,059
当期末残高	4,058,813	4,526,572	231,500	23,582	17,743	12,260,000	4,106,806	△989,666	24,235,351

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	292,498	△83,506	208,992	24,535,254
会計方針の変更による累積的影響額				10,149
会計方針の変更を反映した当期首残高	292,498	△83,506	208,992	24,545,403
当期変動額				
特別償却準備金の取崩				－
税率変更による積立金の調整額				－
剰余金の配当				△389,046
当期純利益				288,104
自己株式の取得				△117
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	133,468	11,112	144,581	144,581
当期変動額合計	133,468	11,112	144,581	43,521
当期末残高	425,967	△72,393	353,573	24,588,925

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの　総平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

製品・仕掛品・原材料　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。
また、平成10年４月１日以降取得した取得価額10万円以上20万円未満の資産のうち、金型については従来どおりの法定耐用年数で定率法により償却し、それ以外の資産については３年間で均等償却する方法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用　定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
③ 製品保証引当金	製品のアフターサービスに対する費用に備えるため、保証期間内の製品修理費用見込額を過去の実績をもとにして計上しております。
④ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
⑤ 役員退職慰労引当金	役員の退職金の支給に備えて、内規に基づく要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

2．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首において、退職給付引当金15,706千円及び繰延税金資産5,556千円がそれぞれ減少し、繰越利益剰余金が10,149千円増加しております。また、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　14,746,005千円

(2) 偶発債務

（訴訟関係）

当社は、シャープ株式会社より当社加湿器の運転制御に関して特許侵害による損害賠償請求訴訟（損害賠償請求金額　３億円　訴状受領日　平成26年10月22日）を受け、現在係争中であります。訴訟の推移によっては、今後の業績に影響を及ぼす可能性もありますが、現時点ではその影響を予測することは困難であります。

なお、当社といたしましては、同社保有特許に対しまして当社製品の非権利侵害及び特許無効を主張していく方針であります。

(3) 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年３月31日改正）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額から税金相当額を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日　　平成14年３月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△712,842千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	19,058千株	－千株	－千株	19,058千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,374千株	0千株	－千株	1,374千株

（注）自己株式（普通株式）の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

(決　議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年６月26日定時株主総会	普通株式	389,046	22	平成26年３月31日	平成26年６月27日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(付　議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年６月25日定時株主総会	普通株式	389,043	利益剰余金	22	平成27年３月31日	平成27年６月26日

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	90,592千円
製品保証引当金	66,548千円
役員退職慰労引当金	281,834千円
退職給付引当金	101,290千円
投資有価証券評価損	93,928千円
たな卸資産評価損	22,536千円
未払事業税	18,685千円
減損損失	12,525千円
その他	28,493千円
繰延税金資産計	716,435千円
評価性引当額	△110,044千円
繰延税金資産合計	606,390千円
繰延税金負債	
特別償却準備金	△11,240千円
固定資産圧縮積立金	△8,372千円
その他有価証券評価差額金	△127,663千円
繰延税金負債合計	△147,277千円
繰延税金資産の純額	459,113千円

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に短期的な預金等で行っております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の営業業務管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期把握する体制としております。また、投資有価証券は主として株式と事業債であり、毎月末に時価の把握を行っております。

債務である買掛金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

また、営業債務については、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
①　現金及び預金	12,059,098	12,059,098	―
②　受取手形及び売掛金	2,431,869	2,431,869	―
③　有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,293,274	1,293,274	―
④　買掛金	1,061,588	1,061,588	―

（注１）金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金、ならびに②　受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

④ 買掛金

買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）非上場株式等（貸借対照表計上額24,379千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③　有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,390円48銭

(2) １株当たり当期純利益　16円29銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月15日

ダイニチ工業株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　塚　田　一　誠　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井　口　　誠　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ダイニチ工業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月18日

ダイニチ工業株式会社　監査役会

常勤監査役　丸　山　三　孝　㊞

社外監査役　樋　浦　　孟　㊞

社外監査役　田　中　勝　雄　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、安定した経営基盤の確立を目指すとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けております。中長期的な株主利益の視点から、継続的な安定配当を基本としておりますが、利益水準や配当性向も考慮してまいります。

また、内部留保資金につきましては、研究開発、製造設備及び新規分野等に投資を行い、株主価値の向上を目指した株主還元を行う方針であります。

このような考えのもと、期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金22円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は389,043,204円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年６月26日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 社外取締役の機能を活用し、取締役会の監督機能強化を図るため、監査等委員会設置会社に移行するものであります。

(2) 非業務執行取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、適切な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、取締役の責任限定契約の規定を新設するものであります。なお、定款第28条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
第４条（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）　取締役会 （２）　監査役 （３）　監査役会 （４）　会計監査人	第４条（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）　取締役会 （２）　監査等委員会 （３）　会計監査人
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第１３条（招集） 当社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	第１３条（招集） 当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第１９条（員数） 当会社の取締役は、１０名以内とする。	第１９条（員数） 当会社の取締役は、１４名以内とする。
（新設）	２　前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は４名以内とする。
第２０条（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。	第２０条（選任方法） 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。
２　（略） ３　（略）	２　（現行どおり） ３　（現行どおり）

現行定款	変更案
第２１条（任期） 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第２１条（任期） 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第２４条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第２４条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第２７条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第２７条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。
（新設）	第２８条（取締役の責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。
第５章　監査役および監査役会	（削除）
第２８条（員数） 当会社の監査役は、４名以内とする。	（削除）
第２９条（選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。	（削除）
２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	（削除）

現行定款	変更案
第３０条（任期） 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削除）
２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
第３１条（常勤の監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
第３２条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（削除）
２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	（削除）
第３３条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
第３４条（報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	第２９条（監査等委員会の招集通知） 監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新設）	２　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	第３０条（監査等委員会規程） 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現行定款	変更案
第６章　計算	第６章　計算
第３５条（事業年度） （略）	第３１条（事業年度） （現行どおり）
第３６条（剰余金の配当の基準日） （略）	第３２条（剰余金の配当の基準日） （現行どおり）
第３７条（中間配当） （略）	第３３条（中間配当） （現行どおり）
第３８条（配当金の除斥期間） （略）	第３４条（配当金の除斥期間） （現行どおり）

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（10名）は、会社法第332条第７項第１号の定めに従い、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	吉井久夫（よしいひさお） （昭和22年１月15日生）	昭和48年１月　当社入社 昭和58年３月　当社取締役 昭和62年２月　当社常務取締役 平成４年２月　当社専務取締役 平成10年10月　当社代表取締役専務 平成11年６月　当社代表取締役社長（現在に至る）	570,600株
2	酒井春男（さかいはるお） （昭和28年４月12日生）	昭和53年４月　当社入社 平成11年６月　当社総務部長（現在に至る） 平成13年６月　当社取締役 平成25年６月　当社常務取締役（現在に至る）	63,900株
3	花野哲行（はなのてつゆき） （昭和30年４月７日生）	昭和54年４月　当社入社 平成11年６月　当社生産部長（現在に至る） 平成13年６月　当社取締役 平成25年６月　当社常務取締役（現在に至る）	56,400株
4	田村正裕（たむらまさひろ） （昭和33年９月９日生）	昭和57年４月　当社入社 平成12年４月　当社東京営業所長 平成13年６月　当社取締役 平成14年４月　当社営業部長（現在に至る） 平成25年６月　当社常務取締役（現在に至る）	21,700株
5	佐藤芳明（さとうよしあき） （昭和29年３月15日生）	昭和53年４月　当社入社 平成15年１月　当社広報室長 平成15年10月　当社取締役（現在に至る） 平成26年３月　当社デザイン室長（現在に至る）	60,200株
6	渡辺美幸（わたなべよしゆき） （昭和33年７月17日生）	昭和56年４月　当社入社 平成16年１月　当社開発部長 平成16年６月　当社取締役（現在に至る） 平成23年６月　当社渉外担当 平成26年３月　当社監査室長（現在に至る）	20,100株
7	荏原裕行（えはらひろゆき） （昭和32年４月17日生）	昭和61年10月　当社入社 平成18年11月　当社特殊機器開発部長 平成19年６月　当社取締役（現在に至る） 平成26年11月　当社開発部長（現在に至る）	12,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
8	小林正志 （昭和31年４月15日生）	昭和54年４月　当社入社 平成21年２月　当社機工部長（現在に至る） 平成21年６月　当社取締役（現在に至る）	55,500株
9	原信也 （昭和34年12月18日生）	昭和57年４月　当社入社 平成15年３月　当社経理部長（現在に至る） 平成15年６月　当社取締役（現在に至る）	23,000株

（注）　各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	※ 丸山三孝 （昭和28年３月６日生）	昭和52年４月　当社入社 平成６年２月　当社開発部長 平成７年６月　当社取締役 平成15年３月　当社渉外担当 平成17年１月　当社監査室長 平成18年６月　当社監査役（現在に至る）	56,220株
2	※ 田中勝雄 （昭和24年１月８日生）	昭和47年４月　帝国臓器製薬㈱入社 昭和55年３月　田中税務経理事務所入所 平成３年４月　税理士登録 平成13年４月　田中税務経理事務所所長（現在に至る） 平成17年６月　当社監査役（現在に至る）	－株
3	※ 宮島道明 （昭和25年２月25日生）	昭和55年12月　監査法人太田哲三事務所（現　新日本有限責任監査法人）入所 昭和58年８月　公認会計士登録 平成11年５月　新日本監査法人（現　新日本有限責任監査法人）代表社員就任 平成22年９月　宮島道明公認会計士事務所開設（現在に至る） 平成23年６月　日本精機㈱監査役（現在に至る）	1,500株

（注）１．※印の候補者は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．田中勝雄氏、宮島道明氏は、社外取締役候補者であります。
４．(1) 田中勝雄氏につきましては、税理士として会社財務に精通しており、その専門知識と経験を活かし、当社の業務執行の監督、経営の重要な意思決定に関わっていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
(2) 宮島道明氏につきましては、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を活かし、当社の業務執行の監督、経営の重要な意思決定に関わっていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
５．田中勝雄氏の監査役に就任してからの年数につきましては、本定時株主総会の終結の時をもって10年となります。
６．田中勝雄氏及び宮島道明氏が監査等委員である取締役に選任され、就任した場合は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、当社は田中勝雄氏及び宮島道明氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める最低責任限度額とする予定であります。
７．田中勝雄氏及び宮島道明氏は、東京証券取引所の規程に定める独立役員の候補者であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成20年６月26日開催の第45回定時株主総会において年額２億40百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額２億40百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は10名ですが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は９名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、年額60百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

現在の監査役は３名（うち社外監査役２名）ですが、第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役２名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第７号議案　　退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます佐々木文雄氏、ならびに第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社への移行に伴う、監査役制度廃止により監査役を退任されます樋浦孟氏の両氏に対し、それぞれの在任中の労に報いるため、当社の定める「役員退職慰労金支給内規」に基づき、退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査等委員である取締役の協議にそれぞれ一任願いたいと存じます。

また、本議案の決議のうち、樋浦孟氏に対する退職慰労金の贈呈を内容とする部分に係る効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
佐々木　文 雄	平成11年６月　当社代表取締役会長（現任）
樋　浦　　孟	平成16年６月　当社監査役（現任）

以　上

メモ

株主総会会場ご案内図

会場　新潟県新潟市南区北田中780番地６
本社会議室
電話　(025)362-1101(代)



交通

ＪＲ新潟駅より	長岡方面へ車で約30分
上越新幹線燕三条駅より	新潟方面へ車で約40分
黒埼インターより	長岡方面へ車で約20分